

水銀排出施設(大気汚染防止法施行規則別表第3の3)

番号	水銀排出施設名 施行規則別表第3の3		規模要件 (いずれかに該当すること。)
1	小型石炭混焼 ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/h未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)	[令別表第1の1の項]ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。) ・燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上
2	石炭専焼 ボイラー 大型石炭混焼 ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	
3	一次施設	銅又は工業金 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次製錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	[令別表第1の3の項]金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(14の項に掲げる施設を除く) [令別表第1の4の項]金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げる施設を除く) ・原料の処理能力が1t/h以上
4	鉛又は亜鉛	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次製錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	[令別表第1の5の項]金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げる施設を除く。) ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち2次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第2次製錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1の3の項に掲げる施設(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	[令別表第1の14の項]銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.2m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上
6	工業金	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち2次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	[令別表第1の24の項]鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h以上 ・変圧器の定格容量が40kVA以上 [ダイオキシン類対策特措法施行令別表第1の3の項]亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料の処理能力が0.5t/h以上

水銀排出施設(大気汚染防止法施行規則別表第3の3)

番号	水銀排出施設名	施行規則別表第3の3	規模要件 (いずれかに該当すること。)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	[令別表第1の9の項]窯業製品の製造の用に供する焼成炉 ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
8	廃棄物焼却炉	令別表1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び成功に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2号、第12号もしくは第13号の2号に掲げる施設であって、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が1時間あたり200キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)	[令別表第1の13の項]廃棄物焼却炉 ・火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力が200kg/h以上
9	水銀含有汚泥等の焼却炉	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	施設規模要件なし 水銀回収義務付け産業廃棄物(注1)、水銀含有再生資源(注2)を取り扱う施設。

(注1) 燃焼能力は、燃料の燃焼能力を重油換算で表したものの。液体燃料10L、ガス燃料16m<sup>3</sup>、固体燃料16kgがそれぞれ重油10Lに相当する。

(注2) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令で規定されています。

(注3) 水銀回収再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。